

福島県動物愛護管理推進計画(案)に対するパブリックコメント

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P1 1 策定の趣旨	<p>愛護センターに引き取られた動物の殺処分は獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は100%譲渡返還を目標とし、殺処分数も、上記に述べた以外の動物の殺処分数は0を目標とする。</p> <p>「しかし、その一方で、未だ動物に対する知識不足や適正飼養に関するモラルの欠如及び愛護動物の遺棄に関する苦情や犬の咬傷事故も多く発生している。」とする。</p> <p>動物愛護管理法における生命尊重の理念は、すべての動物を対象としており、罰則のある動物の遺棄・虐待等は、人が飼育するすべての動物(ほ乳類・鳥類・虫類)を対象としている。あわせて飼い主責任は、飼育目的がペットのみならず、実験、畜産も含め全ての飼育者に対して課せられていることを明記すること。</p> <p>「繁殖産業の新規開業禁止」を盛り込むこと。</p>	<p>インターネットを利用し飼い主の発見及び譲渡希望者への情報提供に努め、引き取り数の減少と譲渡事業を推進します。</p> <p>県内での愛護動物の遺棄等に関する苦情は少ないため、原案のとおりとします。</p> <p>各論に記載されており、当然含まれているため原案のとおりとします。</p> <p>動物愛護法では動物取扱業の開業を禁止することはできないため、計画に盛り込みません。</p>
P1 2 現状と課題	<p>不適正飼養の実態 「I.ねこの不適正飼養」の文中で「野良ねこの苦情が多く寄せられている」と書かれているにも関わらず、P5の「8 具体的施策の展開」には何の対策も記載されていないため、P8の「3 ねこに関すること」に(6)飼い主のいない猫対策と拡充として追加してください。 1.飼い主のいない猫の適正管理等についてのガイドラインを作成し、地域住民、獣医師等の協力のもと、地域での問題解決を図ります。 2.飼い主のいない猫対策の推進 効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取り件数の多い地域を抱える市町村に対し、県の作成したガイドラインを参考とした取り組みの導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力を行うなど支援策を充実していきます。 3.飼い主のいない猫対策の普及啓発 飼い主のいない猫対策が単なるエサやりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知していきます。 同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について県民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化していきます。 4.公共施設などでの飼い主のいない猫対策の取り組みの推進 公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題に対して、県内関係局や施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力して飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援していきます。</p> <p>飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について、住民に正しい認識を醸成するための普及啓発活動を強化し、飼い主のいない猫の不妊手術を行政が主体となって行う事を希望する。 実質的活動はボランティアやセンター職員などにより行われこととなるが、地域住民への理解を得ること、かかる費用の負担は全面的に行政の責任で、費用についての予算措置は、国(環境省・財務省)および都道府県に求めていくものとする。 具体的には、ボランティアなど活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知させる。 同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について、住民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発の強化と支援を行う。 また、公共施設などでの飼い主のいない猫対策の取り組みの推進として、公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題に対して、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力し、飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援する。</p> <p>動物の不適切飼育による迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う。 特に虐待が疑われる事例が発生した場合は、専門の調査員と区市町村や動物愛護推進員が、警察と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。虐待や動物愛護管理法違反事例、狂犬病予防法事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護、及びその所有権を剥奪できることとする。</p> <p>センターでの引き取り動物に関する記録と、路上死体動物に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類だけでなく、収容時の状況、死体の写真、動物の状態や(可能な限り)詳細な特徴をファイリングし、全国的なネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにし、またその記録は最低一年は保存する。</p>	<p>本県においては、公園や河川敷等の公共施設でねこの苦情が多いとの状況はありません。 施策については「具体的施策の展開」に規定しているため、原案のとおりとします。</p> <p>本県においては、公園や河川敷等の公共施設でねこの苦情が多いとの状況はありません。 施策については「具体的施策の展開」に規定しているため、原案のとおりとします。</p> <p>虐待等については、動物愛護法に従って対応していきます。 本計画では虐待防止のための適正飼養を指導していきます。 原案のとおりとします。</p> <p>迷い動物については、情報提供を行っています。 原案のとおりとします。</p>

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P1 2 現状と課題	不妊去勢手術を飼い主の義務とする。	不妊去勢の義務化は法的に困難です。原案のとおりとします。
	個人や団体でねこを保護する人の意見を取り入れ、行政は避妊去勢手術の援助や周囲への理解を共に図ってください。	「具体的施策の展開」において繁殖制限措置について指導していきます。
	首輪を製造する際に、鑑札及び連絡先等を入れられるものを製造してほしい。	鑑札等の装着を指導していきます。
	「依然として猫の遺棄が多く、その結果、遺棄された猫が野良猫となり繁殖し、住民間のトラブルとなり、それらに関する苦情が多く寄せられている。」とする。	県内ではそのような苦情が多いという状況にありません。
	「行政が、各種広報媒体を活用し実施してきたが、県民に浸透するには至っていない。」とする。	意見のとおり修正します。
	「広く普及していく必要があるが、現時点では、行政の努力不足により、その担い手による人材が不足している。」	原案のとおりとします。
	動物取扱業者に対しては、毎年1回は全員参加の講習会の義務を徹底すべき。	動物取扱責任者講習会の実施について啓発受講率100%を目標としています。原案のとおりとします。
	予め日にちを予告せずに保健所による販売業者、繁殖施設の監視、適切飼育の徹底すること。	動物取扱業者に対する監視指導は予告せずに実施しています。
P3 3 動物愛護管理事業を推進するための基本指針	「動物を愛護する」を「口の利けない動物の立場から考える」に変更する。	人と動物の共生を図ることを目的に動物愛護を推進する観点から策定しているため、原案のとおりとします。
	「虐待の防止」を追記、及び市民への「目撃の際の通報義務」を明記すること。	動物愛護法には「通報の義務」はないため、計画には盛り込みません。
	「愛玩動物や特定動物の適正な管理、動物愛護法の罰則規定と動物由来感染症に関する正しい知識の啓発に努め…」とする。	原案のとおりとします。
	愛玩・特定動物のみならず人が飼育するすべての動物について、生理、習性を理解し適正飼養に関する知識の向上を図るべきと考えます。	視点に含まれているため、原案のとおりとします。
	「行政、警察、学校、地域、家庭等に」とする。	人(県民)と動物の共生を説明したものです。原案のとおりとします。
P4 4 行政、事業者の責務及び県民の役割	「自主的な参加を促すことができる施策を行政、警察、学校、地域、家庭において展開する必要がある。」とする。	人(県民)と動物の共生を説明したものです。原案のとおりとします。
	「…施策を実施する。具体的には、国の動物愛護管理基本指針に基づき、不妊去勢措置の推進により、犬及び猫の引取数を半減させる。また、普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底する。野良猫に関しては、ガイドラインの策定等により、所有者のいない猫等の適正管理を推進する。」を追加する。	具体策については8に規定しているため、原案のとおりとします。
	行政は無責任な猫の飼い主をなんとかするべき。	動物の飼養者に対して適正飼養を指導します。原案のとおりとします。
	「動物の適正な飼養管理、幼齢な犬及び猫の販売制限を徹底する。また、購入者等に対して、正確かつ適切な情報の提供をし、安易な購入による遺棄及び処分の防止に努める。」	具体策については8に規定しているため、原案のとおりとします。
	～に努めると言う表現では、言い逃れをつくらせるため、厳しい立ち入り指導による監視を実施する。	具体策については8に規定しているため、原案のとおりとします。
	「または、動物の所有者は、飼い主としての責務を自覚し動物の適正飼養に努める。尚、犬や猫の飼い主は、特別な理由がない限り、不妊・去勢手術に努める。」とする。	8(2)に繁殖制限について規定しています。原案のとおりとします。
	「動物が命あるものであることに鑑み、みだりに傷つけ、又は苦しめることのないようにするとともに、人と動物の共生のために、その習性等を理解するように努める」や動物愛護管理法の徹底した普及活動を早急に行うべきである。	普及活動は既の実施しており、本計画でさらに充実していきます。原案のとおりとします。
	「…福祉の向上を目的とした啓発事業を市町村と共に、積極的に実施する。」とする。	7(2)ウで市町村との連携について記載しています。原案のとおりとします。

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P4 7 施策等の方向	「地域における動物の愛護と適正飼養の普及啓発及び遺棄防止に関する啓発活動をするボランティアを育成するとともに、ボランティアが行うしつけ方教室、地域猫活動、遺棄された猫や犬の新しい飼い主探しなどの自主活動に対し、できる限りの支援をし、…」とする。	必要に応じ、連携、協働を行っていきます。原案のとおりとします。
P5 8 具体的施策の展開	動物の殺処分方法は5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行する。	環境省が定めた苦痛を与えない殺処分方法を採用しています。
	行政に引き取られた動物の殺処分は、獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10ヵ年計画での最終目標を0とする。(回復の見込みが無く、痛み等で苦しんでいる個体は除く。)	引き取り数の減少と譲渡事業を推進します。
	学校の社会科見学で動物保護センターや保健所をコースの中に取り入れる。	動物の収容施設については公開していません。原案のとおりとします。
	「殺処分(並びに実験動物)に関するパネル展を市役所や図書館等で開催すると共に、広報誌等で実態を訴える写真等を掲載する。」を追加する。	適正飼養を推進する動物愛護となじまないと考えます。原案のとおりとします。
P5 8 具体的施策の展開 (1)動物愛護思想の普及	キ「動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布する。」を追加する。	原案のとおりとします。
	ク「保健所の職員に対する教育を強化する。」を追加する。	10 体制の整備に規定します。
	「(ウ)各保健所での動物愛護に関する講演会及び殺処分された犬や猫の慰霊祭の実施」を追加する。	原案のとおりとします。
	「(エ)各地区において、パネル展などにより、全国の先進事例の報告会をする。」を追加する。	原案のとおりとします。
	ボランティアには行政では行き届かない県民末端までの、より細かい具体的指導への介入活動ができるための支援をお願いする。	これまで通り、ボランティア等の関係団体と連携を図り、動物愛護を推進します。原案のとおりとします。
	「…動物由来感染症、しつけ方の基本等についての講習により、県民の苦情等に対応できるボランティアを育成し、現在活動している市民ボランティアを支援させる。」とする。	県で実施するボランティア養成講習会でボランティアの育成を図ります。原案のとおりとします。
	「適正飼養や動物由来感染症の発生防止に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成・配付並びにホームページ等の更なる充実、町内会等の閲覧板を利用する等、効果的な啓発に努める。」を追加する。	パンフレットの配布に含まれるため、原案のとおりとします。
	「適正飼養や動物由来感染症の発生防止及び遺棄・虐待防止に関する啓発用ポスター…」とする。	内容についてはその都度選定します。原案のとおりとする。
P5 8 具体的施策の展開 (2)適正飼養の推進	「キ 不妊去勢措置の推進より犬及びねこの引取数を半減させる。」「ク 普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底する。」「ケ ガイドラインの策定等により、所有者のいなねこ等の適正管理を推進する。」を追加する。	これらの主旨は、P6 8 (2)適正飼養の推進に含まれる内容です。
	「高齢者のみの住宅における病気・死亡等により飼養困難になった場合の対応や未然の防止策を、動物愛護団体、推進委員、民生委員、動物愛護センターが協力して構築する。」を追加する。	譲渡事業及び飼い主探し支援事業で実施します。方法については参考とさせていただきます。
	多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が高齢などで捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。金銭面や健康面以外の身勝手な理由で指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとる。また、飼い主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しい迷惑をかけると判断されるほどの多頭飼育者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼い主を探すために保護を依頼する事。この場合かかる費用は本人負担が基本だが、困難な場合は行政が支援する。	P7 (3)適正な飼養数、(4)繁殖制限等で対応することとします。個別案件については定期的な監視指導で実態を把握しながら対応していきます。
	啓発内容については「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を基本として作成していく。	原案のとおりとします。

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
<p>P5 8 (2) 適正飼養の推進</p>	<p>「飼養不能となって安易に行政に持ち込まれたり...必要性について啓発していく。また、広報誌等に動物愛護管理法第44条を載せたり、捨てねこの多い場所に注意喚起の掲示物を設置する等、普及啓発の手法を工夫していきます。また、虐待を疑う事例が発生した場合に、市町村や動物愛護推進委員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進委員に対して、動物愛護先進国の手法等について研修を実施していきます。」とする。</p> <p>施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分映像または実際の処分現場を見せる事とする。</p> <p>持ち込み又は依頼した場合は、動物病院で安楽死(譲渡時の諸検査)と同等の持ち込み料、依頼料を徴収し、飼育費用代金や治療を要するものも別途に追加徴収することとし、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てる。</p> <p>引き取り動物は殺処分ではなく譲渡を目標にする事から、愛護センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防止するために、センター内での動物との接触前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査を行う事を義務付ける。 (飼い主等が獣医師から事前に上記検査等を済ませた証明書を持参した場合を除く。)</p> <p>外で猫に餌をあげている人に対する個別指導をするべき。</p> <p>指導だけでなく、罰金罰則も取り入れるべき。</p> <p>動物の多頭飼育している場所を各市町村で把握 ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、多頭飼育者やボランティアが一般から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守る。 同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐこと。 行政より認められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護する事を、行政により許可すること。</p> <p>多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導 多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が高齢などで捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。 金銭面や健康面以外の身勝手な理由で指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとること。 また、飼い主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しく迷惑をかけると判断される多頭飼育者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼い主を探すための保護を依頼すること。 この場合かかる費用は本人負担が基本だが、困難な場合は行政が支援する。</p> <p>不適切飼育、飼育放棄を含む虐待や遺棄に対する対応において、行政、ボランティア、警察の協働が不可欠 身勝手な理由による不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、該当者には飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行うこと。 特に虐待疑いの事例が発生した場合には、「専門の調査員」と区市町村や動物愛護推進員等が、「警察」と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。虐待や動物愛護管理法違反事例、狂犬病予防法事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護、及びその所有権を剥奪できる事とする。専門の調査員・調査員が所属する機関は、動物愛護先進国の手法等により創設・育成する方向で、根拠法律制定を国に、条例制定を都道府県に、それぞれ求める事とする。専門の調査員は、できるだけ、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていく事とする。</p>	<p>原案のとおりとします。 施策を実施するにあたり、参考といたします。</p> <p>原案のとおりとします。 引き取りの際には、終生飼養や繁殖制限について指導しています。</p> <p>引取手数料有料化に向けて検討しています。</p> <p>引き取った動物の健康状況等を観察し、必要に応じ対応しています。</p> <p>適正飼養について指導していきます。</p> <p>監視を行うと共に適正飼養について指導します。</p> <p>ボランティア及び市町村等関係団体と連携を図り、適正飼養を推進していきます。 違反事例については動物愛護法に基づいて対応します。</p>
<p>P7 1 (4) 繁殖制限</p>	<p>「不妊去勢への助成金制度を設ける。」を追加する。</p>	<p>動物愛護法に基づき、繁殖制限措置について指導していきます。 原案のとおりとします。</p>

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P8 2	犬に関すること	P7 (3)適正な飼養数、(4)繁殖制限等で規定しています。
	県内でも多頭飼育に関するトラブルが発生しているため、本計画において多頭飼育についての対策を明記して下さい。	
	本計画において多頭飼育についての対策を明記すること。10頭以上の飼育は届出制とし、早期発見、早期対処ができるような対策が必要です。埼玉県では、「多頭飼育者などへの心のケアを含めた指導を実施するため精神福祉担当部局との協力体制を整備」するとされており、本県でも同様の施策を望む。	定期的な監視を行うと共に適正飼養について指導します。
	安易な飼育放棄につながる引き取り無料サービスではなく、受益者負担の原則に基づく有料化を導入すること。 引き取り手数料は1頭あたり5000円以上が妥当と考えます。	引取手数料有料化に向けて検討しています。
	自らの責任において適正飼養が可能である場合を除き、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その他の繁殖を制限するための措置を講じること。	P7 (4)繁殖制限で規定しています。
	子犬の譲渡に当たっては、社会化が図られた後にするよう努めること。	譲渡要領に規定しています。 原案のとおりとします。
P8 3	ねこに関すること	県内では、公園等に飼い主のいない多数のねこが集まっているとの苦情は見あたりません。 原案のとおりとします。
	「ねこに関すること」に、地域ねこ活動の推進を追加すべき。	
	野良猫に対してだけでも[不妊手術助成金制度]を実地して下さい。	原案のとおりとします。
	飼い主のいない猫の適正管理等についてのガイドラインを作成し、地域住民、獣医師等の協力のもと、地域での問題解決を図ります。	県内では、公園等に飼い主のいない多数のねこが集まっているとの苦情は見あたりません。 原案のとおりとします。
	飼い主のいない猫対策の推進 効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取り件数の多い地域を抱える市町村に対し、県の作成したガイドラインを参考とした取り組みの導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力を行うなど支援策を充実していきます。	適正飼養、個体識別措置等の指導を実施していきます。
P8 3	ねこに関すること	県内では、公園等に飼い主のいない多数のねこが集まっているとの苦情は見あたりません。 原案のとおりとします。
	飼い主のいない猫対策の普及啓発 飼い主のいない猫対策が単なるエサやりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知していきます。	
	同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について県民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化していきます。	
	公共施設などでの飼い主のいない猫対策の取り組みの推進 公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題に対して、県内関係局や施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力して飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援していきます。	
	飼い主のいない猫対策（TNR活動） 住宅街での野良猫対策として、TNR活動(野良猫の不妊手術をし元の場所に戻す事、不妊手術する事で一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民として見守るという考え方。野良猫数や苦情数を減らすために現在最も一般に行われている活動。)の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行うこと。 ・「TNR活動」を拒絶し妨害する人「地域猫」と称して中途半端なTNR活動をする人 無責任なエサやりや不妊手術に協力しない人等に対して該当する者へ行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等を検討すること。	県内では、公園等に飼い主のいない多数のねこが集まっているとの苦情は見あたりません。 原案のとおりとします。
	野良猫、捨て猫が多い地域や野良猫による苦情数の多い地域では、ボランティアの協力を得て地域へ働きかけ問題解決に取り組む。猫の不妊去勢及び、怪我や病気治療に関してボランティア任せではなく「地域の問題」として地域全体で取り組むように自治会等に指導し、費用の捻出法のアドバイスや野良猫の不妊手術を安く行う獣医の紹介をする。(獣医師会との連携も必要である。)	

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P8 3	ねこに関すること	
	<p>・元からの餌やりを教育し、餌やりの場所と時間を固定し、後片付けをきちんとする等の指導を行う・排泄物の処理等が効率的にできるように、餌やりやトイレの設置についての場所に公園等、公共の場の使用を許可すること・行政からボランティアに依頼しTNRされた猫については、行政が責任を持って対処すること・活動開始から数年経っても管理地域の猫の数や苦情数が減少しない場合は、その原因調査を行い解決策を立て実行すること・活動に非協力的な住民には行政からの指導を行い、著しい妨害をする住民には罰金等の刑罰を科すこと 行政から獣医師会等へ動物ボランティアへの協力を促し、不妊手術・診察を「低料金」で行う獣医師の数を増やすよう努めること。</p>	<p>県内では、公園等に飼い主のいない多数のねこが集まっているとの苦情は見あたりません。 原案のとおりとします。</p>
	<p>公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼い主のいない猫対策の取り組みとして、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が連携し、飼い主のいない猫対策を行えるよう、協力し支援する事。具体的には、そういった場所はすでにボランティアから問題視されている場合が多いので、ボランティアと連携し、現場の状況把握、ボランティアの活動への支援(獣医師会等へ働きかけ不妊手術の実施、餌場やトイレ設置、人手の確保、餌やりや遺棄・虐待に関する看板設置等の啓発強化など)等を行うこと。</p>	
	<p>避妊、去勢を県の負担又は補助で義務づける。</p>	<p>繁殖制限措置を指導していきます。</p>
	<p>野良猫に餌をやるものは、猫の不妊去勢手術を行うこと。飼い主であっても、無駄に増やして人に迷惑を掛ける人には、飼い主としての権利をなくし、不妊去勢手術をさせるよう行政から命令すること。</p>	<p>・飼い主に対して飼養動物の適正飼養について指導します。 ・不妊去勢手術の義務化は法的に困難です。</p>
	<p>行政は無責任な猫の飼い主をなんとかするべき。</p>	<p>飼い主に対して飼養動物の適正飼養について指導します。</p>
	<p>子ねこの譲渡に当たっては、社会化が図られた後にするよう努めること。</p>	<p>犬及びねこの譲渡については譲渡要領に基づき実施します。</p>
P9 1	終生飼養の指導	
	<p>殺処分は命を奪うもので、どんな方法を取っても変わらない。保健所での犬・猫の引き取りを有料にすれば、今度は山などに捨てる。(有料化に反対。)</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
	<p>愛護センターでの動物を引き取る場合は、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の検査、血液検査、検便検査を行い、感染症や寄生虫等での愛護センター内での感染を未然に防ぐ事を義務付ける。</p>	<p>感染防止に努めています。 原案のとおりとします。</p>
	<p>これらに掛かる費用は引き取り時に説明をし、飼い主等の動物を愛護センターに持ち込み時に検査費用の請求をする。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
	<p>治療が必要とする場合も治療費の負担を請求する。センターに動物を持ち込み時に、飼い主等が事前に獣医師からそれらの要項を記載した診断書を持参した場合はこの限りではない。掲示の欄にそれらの要項をすべて記載する。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
	<p>飼い主により保健所への犬猫の処分持ち込みなんですが、絶対に有料化すべき。1匹に付き1~2万円とかにすべきです。</p>	<p>現在、引取手数料有料化に向けて検討しています。</p>
	<p>不要となった犬やねこの引き取りを保健所へ依頼する飼い主については、引き取り窓口での啓発指導の強化、繁殖制限措置の徹底が不可欠である。安易な飼育放棄につながる引き取りについて無料サービスではなく、受益者負担の原則に基づく有料化を導入する。</p>	<p>現在、引取手数料有料化に向けて検討しています。 原案のとおりとします。</p>
	<p>「必要性について啓発していく」だけでなく、徹底的に、どんな理由で持ち込むのか、どんな状況なのか、氏名その他、細かく聴取し、引き取り希望者の傾向を確実に調査し、それをもとに、引き取りを希望する人間の課題点を探り、持ち込まれてから、指導するのではなく、予備軍の人間に対し前もって指導できるように、積極的に状況を把握して活動して欲しい。どんな理由で持ち込まれたのか、細かな詳細を県民にも随時公開すること。</p>	<p>申請書により状況を把握し、安易な引き取り依頼がないよう指導しています。 原案のとおりとします。</p>

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P9 ウ 所有者明示(個体識別)措置の推進	マイクロチップの普及の為に半額から全額、補助金を出す。	原案のとおりとします。
	・殺処分される犬は、捕獲されたものが大半であることから、放し飼いを撲滅し殺処分数を大幅に削減させる効果が期待できる。 ・市町村と協力し鑑札、予防接種済票の装着の徹底を図るとともに、利用率が向上するようなデザイン、外れにくいタイプのものに改良する。	犬鑑札等の装着を指導しています。 原案のとおりとします。
	全国の動物収容センター及び保健所から講師を招聘して「動物愛護研修」を実施する。	原案のとおりとします。
	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。	原案のとおりとします。
	「鑑札」と「注射済票」の形や大きさ、デザインの見直しを図る。	狂犬病予防法施行規則の一部改正により、犬鑑札及び注射済票の見直しが行われました。
	狂犬病予防接種注射にかかる料金の「料金明細を開示説明する義務」を行政は果たすこと。	県では狂犬病予防注射料金を定めていません。
	マイクロチップの埋め込みを実施する。	原案のとおりとします。
	ペット販売業者、ブリーダーに対して基準を設け、管理し、査察を行い、営利目的のために不当な扱いを行った場合、その業者に対して警告を発し、それでも改善を試みない者に対して取り締まり罰金または処分をする。	動物愛護法により対応しています。
	県としては収容所の恵まれない犬や猫を譲渡できる方向へもっていくように努力する。	譲渡は既に実施しています。
	インターネットで迷子の動物を掲示しているが、パソコンを利用しない世帯のためにテレビやラジオをフルに活用し殺処分をできるだけ回避するように広く県民に知ってもらおう努力をする。 収容期限を設けず、飼い主不明の犬や猫に対して仔犬、仔猫に加え成犬、成猫も生きるチャンスを与える。	できる限り生存の機会を与えるため、県民等に対し広報を行い譲渡希望者を募ります。
	個体識別の普及に努めてください。	原案のとおり推進いたします。
	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。	原案のとおりとします。
	市町村と協力し鑑札、予防接種済票の装着の徹底を図り、利用率が向上するようなデザイン、外れにくいタイプのものに改良すること。	原案のとおりとします。
販売個体識別措置(マイクロチップ)を導入すること。 動物の出荷時にチップ挿入済みであることを繁殖業者に義務付けること。 両親のチップ登録番号、血統をはじめ繁殖施設名及びその住所、業者登録番号、繁殖責任者名、契約獣医師名を明示する。販売店に渡った時には販売店名、住所、業者登録番号、販売責任者名を書き加え、飼い犬登録時にはこのチップに飼い主のデータを加えること。	原案のとおりとします。	
P9 (3) 譲渡事業及び飼い主探し支援事業の実施	譲渡におけるルール作り 愛護センターでの譲渡をする場合、動物の習性や食費は無論、疾患、ワクチン等での治療費等金銭的な負担の説明を記載した譲渡マニュアルを製作し、飼養希望者は動物の飼育が適切にできる事を環境、健康面、経済面、年齢等を考慮し審査され、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後での譲渡とする事。	譲渡対象者については、譲渡要領に基づき審査し説明後、譲渡を行っています。 原案のとおりとします。
	譲渡される動物は不妊手術が不可能な幼齢の場合や疾患等で獣医師等の診断により止むを得ないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化とする。	犬及びねこの譲渡については譲渡要領に基づき不妊去勢の指導を実施しています。

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P9 (3) 譲渡事業及び飼い主探し支援事業の実施	譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認は必須事項とし、不妊手術実施率によっては、不妊手術適応年齢を早める事も検討に入れる。	追跡調査を行っています。
	譲受人、その他動物の飼養者からの飼育に関する相談を受け、必要な時は愛護推進委員やボランティアの紹介等すること。一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。	適正飼養について指導を行っています。
	動物の健康保持及び地域の生活環境の保全 センター等での収容動物の扱いは オスメスの檻を分ける 小型犬、大型犬を分ける 老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける 室温湿度などの調整、十分な給餌 臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理 等により最低限健康状態を維持できるように配慮すること。	施策を実施するにあたり参考とします。 分けて管理しています。 子犬・子ねこを分けて管理しています。 室温湿度を調整し、十分な給餌を行っています。 施策を実施するにあたり参考とします。
	引き取り手数料を設定すること。	現在、引取り手数料有料化に向けて検討しています。
	収容動物検索サイトの拡充の検討 センター収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、問い合わせ時に正しい情報を速やかに提供できるようにすること。犬猫以外の動物や負傷動物も同じ掲示方法により、飼い主が探しやすいようなシステムとする。 記録は最低一年は保存する事とする。	迷い動物については、情報提供を行っています。 原案のとおりとします。
	掲示の方法はインターネットに加え、「県政だより」等の地元の行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図り、収容動物の返還・譲渡を目的とした掲示法を検討すること。	できる限り生存の機会を与えるため、県民等に対し広報を行い譲渡希望者を募ります。
	譲渡動物についての追跡調査を実施すべき。	実施しています。 原案のとおりとします。
	譲渡事業、飼い主探し事業の強力を推進して頂きたい。持込み負担金を利用し、各保健所で月2回くらいの 犬猫里親募集・譲渡会を実施して頂きたい。第2木曜日、第3土曜日とか 決められた日にちに実施することを周知徹底し、多くの人に譲渡会について広報すべき。	インターネットにより常時情報を提供していますが、さらに広報を行い譲渡希望者を募っていきます。 原案のとおりとします。
	行政と民間が上手に連携を取って殺処分率を減少してください。	原案のとおりとします。
	譲渡動物を民間に委託してください。	民間委託は考えていません。 原案のとおりとします。
	愛護センターで引き取った動物達の抑留期間は殺処分数を減らす為にも、最低4週間にすること。	広報により譲渡希望者の増加を図っていく。 原案のとおりとします。
	愛護センターをシェルター化し、譲渡が目的の施設と行政側の認識を変える事で、一般人への認識も変わる。	譲渡を推進していきます。 原案のとおりとします。
	保健所に収容される動物に出来るだけ生存の機会が与えられるよう、「生後6ヶ月を目安に去勢・不妊手術を必須条件とした犬及び猫の譲渡要領」に基づき...とする。	原案のとおりとします。
	家庭でインターネットを利用していない人にも広く情報を提供するため、市町村役場や公共施設でも利用者がアクセスできるようにすること。	保健所への申請により譲渡希望を受け付けています。 原案のとおりとします。
本件でも、再譲渡を目的としたボランティア(団体、個人)に譲渡の門戸を広げる施策を実施すること。	原案のとおりとします。	
・殺処分頭数の減少に伴い、動物の収容期間を最低でも1週間でできれば2週間に延長し、できるだけ生存の機会を与える。 ・現行の炭酸ガス処分ではなく、1頭ごとの麻酔薬投与による苦痛の少ない致死処分へ転換すること。	・収容施設等の状況を考慮すると全動物をご意見のとおり期間収容することは困難ですが、動物愛護法に基づきできる限り生存の機会を与えます。 ・炭酸ガス処分は環境省の定めた安楽死処分です。 原案のとおりとします。	

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P9 (3) 譲渡事業及び飼い主探し支援事業の実施	県民が誰でも利用できる地域密着型の動物愛護啓発の拠点となるよう施設の改革をすること。	原案のとおりとします。
	保健所に収容された動物の保管期間の延長を求める。	譲渡希望者の増加を図っていきます。 原案のとおりとします。
	譲渡及び飼い主探しのサイトのURLの広報に努めてください。	今後も動物愛護について県民に対し広報誌及びインターネット等を利用し普及啓発を推進します。
	家庭でインターネットを利用していない人にも広く情報を提供するため、市町村役場や公共施設でも利用者がアクセスできるようにして下さい。また千葉県などでは再譲渡を目的としたボランティア(団体、個人)に譲渡の門戸を広げています。本県でも同様の施策をお願いします。	譲渡希望者の増加を図るため広報を行っていきます。 原案のとおりとします。
	処分頭数の減少に伴い、動物の収容期間を最低1週間に延長し、できるだけ生存の機会を与えて下さい。	動物愛護法に基づきできる限り生存の機会を与えます。
	保健所で引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とする。また、センター収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにする事。犬猫以外の動物や負傷動物も掲示方法を同じとし、飼い主が探しやすいようなシステムとする。これらの記録は最低一年は保存する事とする。掲示の方法はインターネットのみに限らず、「県政だより」等の地元の行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図り、収容動物の返還・譲渡を目的とした掲示法を入れること。	動物愛護法に基づきできる限り生存の機会を与えます。 施策の実施にあたり参考とします。
	愛護センターでの譲渡をする場合、動物の習性や食費は無論、疾患、ワクチン等での治療費等金銭的な負担の説明を記載した譲渡マニュアルを製作すること。	譲渡対象者については、譲渡要領に基づき審査し説明後、譲渡を行っています。 原案のとおりとします。
	飼養希望者は動物の飼育が適切にできる事を環境、健康面、経済面、年齢等を考慮し審査され、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後での譲渡とすること。	譲渡の際には不妊去勢措置を指導しています。 原案のとおりとします。
	譲渡される動物は疾患等で獣医師等の診断によりやむおえないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化する。	譲渡の際には不妊去勢措置を指導しています。 原案のとおりとします。
	譲渡後も、その後の追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認、飼育に関する相談を受ける事。	追跡調査し指導しています。 原案のとおりとします。
	保健所などで譲渡会をして下さい。(民間が保護している動物も含む。) 犬猫の譲渡を休日に行ってほしい。	現在、保健所では収容した犬及びねこについて譲渡要領に基づき希望者に譲渡を実施しています。 施策の実施にあたり参考とします。
	「動物愛護センターで引き取った動物の掲示・抑留期限は最低2週間とする。また、譲渡の可能性が高い個体については無期限とする。」を追加する。	動物愛護法に基づきできる限り生存の機会を与える。 現在、保健所では収容した犬及びねこについて譲渡要領に基づき希望者に譲渡を実施しています。
	「2 殺処分の方法を個別ごとの麻酔薬による安楽死に移行し、その際持ち込んだ飼い主にも立ち会わせる。」を追加する。	原案のとおりとします。
「3 持ち込んだ飼い主が自己繁殖を繰り返している場合、また、不妊手術などの処置を講じていない場合、強制的に処置をする。」を追加する。	引き取りの際には、繁殖制限の指示を行っています。 原案のとおりとします。	
「4 新たに犬・ねこを購入し飼う場合はマイクロチップを義務付ける。捨てたりした場合は処罰する。」を追加する。	個体識別措置を指導しています。 原案のとおりとします。	
「所有する犬については「狂犬病予防法」に基づく犬鑑札の装着を義務付け、及び狂犬病予防注射済票の装着、ねこについては名札の装着」を追加する。	犬鑑札の装着は義務付けられています。 個体識別措置を指導しています。 原案のとおりとします。	

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P10 8 (4) 人材育成の充実	市町村職員や、警察関係者の教育啓蒙も欲しい。	市町村及び警察等関係団体と連携を図り、動物愛護を推進しています。 原案のとおりとします。
P10 8 (4) 人材育成の充実 P10 8 (5) 連携と協働の推進	「保育所や幼稚園・希望する中学・高校・大学等」を含める。	原案のとおりとします。
P10 8 (5) 連携と協働の推進	愛護フェスティバルや小学校への獣医師派遣事業、犬の登録、狂犬病予防接種時などあらゆる機会を使い、望まれない命を増やさないための繁殖制限措置の必要性をより啓発強化すること。	原案のとおりとします。
	愛護フェスティバルや小学校への獣医師派遣事業、犬の登録、狂犬病予防接種時などあらゆる機会を使い、望まれない命を増やさないための繁殖制限措置の必要性をより啓発強化すること。	不妊去勢措置を含めた動物の適正飼養について啓発します。 原案のとおりとします。
	地域の心療内科・精神科などと連携も追加すべき。	施策を実施するにあたり参考とします。
	住宅街での野良猫対策として、TNR活動(野良猫の不妊手術をし元の場所に戻す事、不妊手術する事で一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民として見守るという考え方。野良猫数や苦情数を減らすために現在最も一般に行われている活動。)の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行うこと。	県内においては、TNR活動やTNRを要望する住民からの苦情等は見あたりません。 原案のとおりとします。
	特に、下記に該当する者へ行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等を検討する事。・「TNR活動」を拒絶し妨害する人。・「地域猫」と称して中途半端なTNR活動をする人。・無責任なエサやりや不妊手術に協力しない人。TNR活動のルールとして、野良猫、捨て猫が多い地域や野良猫による苦情数の多い地域では、ボランティアの協力を得て問題解決に取り組むべく、地域へ働きかける。その際、猫の不妊去勢及び、怪我や病気治療に関してボランティア任せにするのではなく「地域の問題」として地域全体で取り組むように自治会等に指導し、費用の捻出法などアドバイスしたり野良猫の不妊手術を安くしてくれる獣医の紹介をする。(そのために獣医師会との連携も持つ必要がある。)	
・元からの餌やりを教育し、餌やりの場所と時間を固定し、後片付けをきちんとする等の指導を行う。・排泄物の処理等が効率的にできるように、餌やりやトイレの設置についての場所に公園等、公共の場の使用を許可すること。・行政からボランティアに依頼しTNRされた猫については、行政が責任を持って対処すること。・活動開始から数年経ても管理地域の猫の数や苦情数が減少しない場合は、その原因調査を行い解決策を立て実行すること。・活動に非協力的な住民には行政からの指導を行い、著しい妨害をする住民には罰金等の刑罰を科すこと。また、行政から獣医師会等へ動物ボランティアへの協力を促し、不妊手術・診察を「低料金」で行う獣医師の数を増やすよう努めること。		
P10 8 (6) 動物取扱業者等に対する立入指導	「繁殖を行う個体の登録も義務とし、繁殖業者ひとりあたりに登録できる個体の数も制限する。供給過剰により、不幸な動物が増えている現状を踏まえ、繁殖数は制限し、過度の繁殖は虐待にあたる」とし、繁殖を行う個体の年齢を制限し、繁殖は年に一度等とする条件を付けること。繁殖のできる年齢を超えたものについては、家庭動物として譲渡するよう指導する。」を追加する。	動物愛護法に基づき指導していきます。 原案のとおりとします。
	「不適切な動物に対する取り扱いを見たり、聞いたりした場合は通報するよう一般の人達に広報する。」を追加する。	虐待防止について指導していきます。
	「動物愛護法を活用して、病気のを治療しなかったり、商品にならないからといって、殺傷した場合は、動物虐待として取り扱う。」を追加する。	動物愛護法に基づき対応していきます。 原案のとおりとします。
	「定期的な事前連絡なしの立ち入り検査を実施し、悪質劣悪なものに対しては登録を抹消し、他の地域でも営業を再開できないようデータ等を他の地域とも共有する。」を追加する。	動物取扱業者に対する監視指導は予告せずに実施していきます。
	「三ヶ月未満の子ねこ子犬の販売は禁止し、販売時はマイクロチップを装着するよう指導する。」	社会化がされていない動物の販売はしないよう指導します。

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P10 8 (6) 動物取扱業者等に対する立入指導	改正法では施設を持たない業者も登録制の対象となるため、インターネットなどによる通信販売も含めて取り締まりの対象とする旨を明記すること。また関連法に著しく違反した業者に対しては登録の拒否、取り消しを行うこと。	動物愛護法に基づき指導します。原案のとおりとします。
	動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。繁殖を行う個体は猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳までとし、年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし取り扱い業剥奪し、刑罰を与える。	動物愛護法に基づき指導します。原案のとおりとします。
	繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として、適切な飼養で終生飼育を行うこと。	動物の飼養者に対し、適正飼養を指導していきます。
	愛護センターでは、動物取り扱い業者からの引き取りは、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定すること。	現在、家庭で飼養できなくなった犬及びねこの引取手数料有料化に向けて検討しています。
	愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料制にする事。	現在、引取手数料有料化に向けて検討しています。
	保健所で殺処分されていますが、殺処分するにも県民の税金が使われている。飼育されていた犬及び猫の引き取りについては高額な引き取り料を徴収し、過度の繁殖がないように施策を講じるべきと考える。なお、遺棄等が増える心配をされると思われますが、そこを警察機関等と連携し取締りの強化をお願いします。	現在、引取手数料有料化に向けて検討しています。原案のとおりとします。
	インターネットなどによる通信販売も含めて取り締まりの対象とする旨を明記すること。関連法に著しく違反した業者に対しては登録の拒否、取り消しを行うこと。	動物愛護法に基づき対応します。原案のとおりとします。
	紙面形式上の「清掃消毒及び汚物残さ等の適切な処理」ではなく、社会通念上の衛生管理を基準に指導すること。	動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目に基づき指導します。原案のとおりとします。
	不特定多数の者に長時間触らせるタイプの展示を制限すること。	動物愛護法に基づき対応します。原案のとおりとします。
	動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。繁殖を行う個体の登録も義務とし、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳まで、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。	動物愛護法に基づき対応します。原案のとおりとします。
繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として再登録させ、適切な飼養で終生飼育する事を毎年確認する。	動物の飼養者に対し、適正飼養を指導していきます。	
愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料にし、動物取り扱い業者からの引き取りを行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定すること。	現在、引取手数料有料化に向けて検討しています。原案のとおりとします。	
P13 8 (7) 実験動物の適正な取扱いの推進	公私を問わず、すべての動物実験施設に「3R」の周知徹底が図られるようにすること。	原案のとおりとします。
	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。3Rの普及のみでなく、実験そのものが本当に必要であるのか否かの、研究施設の報告を要請すべき。	
	研究の秘匿性をもって公開しない研究所を公表し、どのような動物を実験動物として何等、どれだけの期間保有し、実験後どうなっているかの内容報告の義務付けを要求すること。飼い主不在の動物に対しても同様の措置をすべき。	実験動物の飼養管理基準に基づき対応します。原案のとおりとします。
	千葉県が今後実験動物の飼養実態調査を実施し、結果を公表するとしており、福島県でも同様の施策を行うこと。公私を問わずすべての動物実験施設に「3R」の周知徹底が図られるようにすること。	
	実験動物の適正な取扱いの推進を具体的にどのように行っていくのかを記載すること。	
P13 8 (7) 実験動物の適正な取扱いの推進	実験動物及び産業動物は生き物として扱うこと。	原案のとおりとします。
P13 8 (8) 産業動物の適正な取扱いの推進	動物愛護管理法の実効性を担保するため、実験動物および産業動物の所管部との連携に努めること。	関係機関と連携しています。原案のとおりとします。

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
P13 8 (8) 産業動物の適正な取扱いの推進	本県においても畜産関係部局、獣医師と連携し、畜産動物の福祉向上を推進すること。	関係機関と連携しています。 原案のとおりとします。
	日本の農水省でも福祉に配慮した飼養保管指針の策定が検討されているため、本県においても畜産関係部局、獣医師と連携し、畜産動物の福祉向上を推進すること。	関係機関と連携しています。 原案のとおりとします。
P13 8 (9) 災害発生時の救護対策の推進	動物に何らかの虐待等の災害が起きた場合、緊急に非難などを行わなければならない時は警察と連携するとともに、ボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり動物の一時避難等を行う。その為、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図ること。	虐待防止のための指導を行います。 原案のとおりとします。
	「市町村において動物同伴で避難できる一時避難場所を事前に指定、飼い主に事前に周知するよう努める。」を追加する。	災害時における被災動物対応マニュアルに基づき対応します。 原案のとおりとします。
	災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時、警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化すること。	災害時における被災動物対応マニュアルに基づき対応します。 原案のとおりとします。
	災害発生時には、ボランティアや専門知識をもつ専門家、動物に携わる業者等の（ゲージや餌、人材の提供等の）協力が不可欠と思われる。早急に、協力を図るための体制設立とボランティア育成を望む。	災害時における被災動物対応マニュアルに基づき対応します。 原案のとおりとします。
	「また、隣接県との相互援助、市町村等行政機関との連携並びに獣医師会及びボランティア団体、警察、消防機関との連携協働について、体制整備を構築していく。」とする	災害時における被災動物対応マニュアルに基づき対応します。 原案のとおりとします。
P14 10 体制の整備	実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進をになう実施機関がどこであるか記載すること。	実験動物・産業動物の所有者を指導します。 原案のとおりとします。
別紙1	里親探し支援というのは、行政がただ仲介に入り、譲渡先の人間を把握することなく、個人間での譲渡のやり取りであるというが、それは虐待を目的とした里親である可能性もあることから、里親支援を行う場合は行政が里親探しをしている飼養者と里親を希望者の身分証を提示させ行うべきである。	虐待防止について指導していきます。 原案のとおりとします。
別紙1・2	目標数値は概算では無く、確実に行政が目標とする高い目標を掲げるべきであり、収容動物の譲渡に至っては、18年度からたった4匹しか増えておらず、この数値は福島県の動物愛護の担当職員、そして、この計画でOKを出した福島県獣医師会をはじめとする検討委員会のメンバーが本気で動物を愛護する意識が欠けているものと伺える。現段階の計画から、目標数値を再度検討し直すことを必須とする。そして、基本指針の10年間の計画ということに基き、10年間の目標数値をすべてに書き込むべきである。	10年後の目標数値を設定します。
別紙2	ねこの引き取り数、処分数が記載されていませんので、「飼いねこ」「所有者不明ねこ」さらに「子ねこ」「成ねこ」に分けて、その内容を記載すること。	犬及びねこの引き取り数については記載しております。 原案のとおりとします。
	犬の引き取り頭数を年150頭以上、捕獲数を年350頭以上の減少となるよう設定すること。	計画のとおり修正します。
	ねこの引き取りはH20年度についてもより高い目標値を設定すること。	目標値を修正します。
	10年後の犬及びねこの譲渡事業目標を494頭以上、殺処分率80%及び返還譲渡率20%の数値目標を追加すべきである。	目標値を修正します。

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
別紙2	犬及びねこの譲渡に関する数値目標は別に設定すること。	犬及びねこの譲渡の数値目標を別に設定します。
	譲渡率での目標設定をすべきである。	原案のとおりとします。
	成ねこの譲渡に動物専門学校やペットショップとの連携を図るなど、具体的な施策を検討すること。	譲渡希望者の増加に努めます。
	譲渡率の低い原因が離乳前の子ねこによる場合、子ねこの飼養可能なボランティア団体と連携を図るよう努め、必要があれば譲渡基準の見直しを行うこと。	犬及びねこの譲渡については譲渡要領に基づき実施します。
	犬及びねこの引き取り事業と犬及び猫の譲渡事業の数値を検討すると、引き取った犬・猫の譲渡率は、18年度実績がわずか3.9%であった、それが24年度には5%になっているに過ぎない。これでは、上記でいる記述されていた施策は、何ら実効性が無いものと判断されても仕方が無い。	保健所に収容される動物に出来るだけ生存の機会が与えられるよう譲渡事業を推進するとともに、インターネットを利用し飼い主の発見及び譲渡希望者への情報提供を行い、殺処分の減少に努めます。譲渡希望者の増加に努めます。
	福島県の動物愛護管理計画の練り直しに力を注いで貰いたい。	福島県動物愛護管理計画に対する県民等からの意見についてパブリックコメントを行い、その一部について推進計画に盛り込んでいます。
	・ねこの処分数を減少させる具体的な対策、特に繁殖制限の徹底の対策が望まれる。 ・繁殖制限を徹底するためのボランティアも必要不可欠である。	繁殖制限措置を指導するとともに、インターネット等を利用し飼い主の発見及び譲渡希望者への情報提供を行い、譲渡事業を推進します。終生飼養及び繁殖制限を指導していきます。
	犬及びねこの引き取り数が年々減少を目標にしているのに対し、譲渡数が「200以上」のままという考え方は非常に残念に思う。 現段階の計画から、目標数値を再度検討し直すこと。	計画のとおり修正します。
	犬の引き取り数を70パーセント減少、猫の引き取りを60パーセント減少を目指す。 平成29年度の犬の返還・譲渡率は80パーセント以上を目標とする。各保健所の達成指数も設定する。	計画のとおり修正します。
	犬及びねこの譲渡事業目標を犬とねこを別にし、さらに、各年度と10年後の目標値を具体的に記入すること。	計画のとおり修正します。
	譲渡事業の目標数が5年間一緒というのは意識が薄いのではないのでしょうか。引き取り数の減少を見込んでの数だとしても、数字に意欲が見えません。もっと高い数字を目標とすること。	譲渡希望者の増加に努めます。 計画のとおり修正します。
	獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とし、それ以外の引き取られた動物の殺処分は、今回の10ヵ年計画での最終目標を0とすること。	計画のとおり修正します。
	引き取りを行った犬・猫の半分を譲渡する目標を設定すること。	譲渡希望者の増加に努めます。 計画のとおり修正します。
その他	犬抑留所は県民の税金で維持しているのですから見学をさせてください。	本来、見学を目的とした施設ではなく、人と動物の共通感染症の問題もあるため原則として見学等は実施しません。
	福島県教育長並びに大学等との連携・共同事業として動物愛護管理推進計画を検討する。	担当部局で推進計画を策定し、必要に応じ連携を図ります。
	人間と同様に犬及びねこの保険治療を可能とする。	所管していない項目です。
	国の基本指針に基づいた方針にすること。	国の基本方針に基づき、動物愛護管理推進計画を作成します。

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
その他	現在活動するボランティアの負担は、行政の想像を超えるものであり、育成よりも「支援」である。	人材を確保するために育成していきます。
	「地域猫」に関し、勉強していただきたい。	県内の状況を把握していきます。
	2年前、長野県営動物愛護センター「ハローアニマル」を視察したが、大変に素晴らしい施設及び職員で驚きました。県職員である獣医は県民から尊敬と信頼をされていました。ここでは、松本市の「猫の会」の地域猫活動を全面的に支援し、無料で不妊・去勢手術をしている。また、餌代・交通費代も県が払っている。福島県は動物愛護に関して遅れていることを認識することから始めるべき。	他県における苦情の状況について参考にしていきます。
	別紙1の表中に「里親」と書いてありましたが、犬や猫に関してこの表現をやめるように呼びかけ抗議運動をしている方々が存在します。TVや新聞記事なども現在には使用していない。全国的な批判的になる前に削除していただきたい。	飼い主探し支援制度とする。
	昨年、保健所が数か月間折り返しの電話をしないということがありました。県議が職員に意見し、やっと返事がきました。このような姿勢では、県民の信頼を集めることは無理です。保健所＝殺処分という悪いイメージを消すには、行政の真摯な態度が必要。	飼い主からの処分依頼を減少させるため、終生飼養を指導していきます。
	廃棄された犬、猫その他の飼育動物が、野生動物に与えている被害について、飼い主に周知を図る。	適正飼養及び遺棄防止について指導していきます。
	動物愛護を根本的に充実させるための財源確保を検討してください。	施策の実施にあたり参考とさせていただきます、動物愛護の推進を図っていきます。
	「動物虐待」等の明記はないが、県内では動物虐待事件はないのだろうか？警察と連携して、疑わしきものを調査する仕組みが欲しい。動物虐待は、倫理観の欠如であり、その後、人間への殺意等に変わる恐れがあるのは、全国で承知のこと。県民の倫理観への指導を徹底すること。	虐待の事実が確認された場合は、動愛法に基づき指導・対応していきます。
	有害動物？畑を荒らす動物等の処置に関しては、計画には入らないのだろうか？是非、「駆除」だけの道ではなく、画期的な対処方法を模索し、動物との共存を図って欲しい。自然と動物と人間の共存を是非、「うつくしま」として目指すこと。	野性動物は推進計画の対象としていません。
	犬猫の不妊去勢への助成金を出すこと。わずかな額でも構いません。	一義的に飼養者の自己責任で対応をお願いします。
不妊去勢のメリットを県民に知らせることは出来ないか。	不妊去勢の措置を指導しています。	
この計画を発表した動物愛護推進懇談会のメンバーにも問題があるのでメンバーの交代を行いやる気のある人をいれること。	福島県動物愛護推進懇談会委員の意見を伺いながら、推進していきます。	